四　同時に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合　二万六千円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に定める額の合計額

五　一の申請において、一の技術的生産条件で二以上の工場等において認証を受けようとする場合　二万六千円に申請に係る工場等の件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に定める額の合計額

六　（略）

（国土交通大臣が行う試験の手数料の額）

第九十九条　法第六十一条第三項において準用する法第五十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき、次の表の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(い)	(ろ)	(は)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な試験	二十九万円	四万円
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な試験	構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための審査に必要な試験	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十七万円	五万円
		床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十八万円	七万円
		床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	八十六万円	十万円
	右に掲げる試験以外のもの	床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	百十一万円	十一万円
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な試験			四十六万円	五万円
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な試験			四十六万円	五万円

四　同時に行われる申請において、一の技術的生産条件で製造をする二以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合　二万五千円に申請件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に定める額の合計額

五　一の申請において、一の技術的生産条件で二以上の工場等において認証を受けようとする場合　二万五千円に申請に係る工場等の件数から一を減じた数を乗じた額及び前項第二号に定める額の合計額

六　（略）

（国土交通大臣が行う試験の手数料の額）

第九十九条　法第六十一条第三項において準用する法第五十七条の国土交通省令で定める手数料の額は、申請一件につき、次の表の(い)欄に掲げる試験の区分に応じ、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる額の合計額を加算した額とする。

(い)	(ろ)	(は)
特別の建築材料に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な試験	二十八万円	四万円
特別の構造方法に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な試験	構造の安定に関する性能表示事項として国土交通大臣が定めるものに係る認定のための審査に必要な試験	床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十七万円	五万円
		床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十六万円	七万円
		床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	八十四万円	九万円
	右に掲げる試験以外のもの	床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの	百八万円	十一万円
特別の試験方法に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な試験			四十五万円	五万円
特別の計算方法に応じて評価する方法の認定のための審査に必要な試験			四十五万円	五万円

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第四十四条の改正規定は、令和二年四月一日から施行する。

（準備行為）

2　住宅の品質確保の促進等に関する法律第三十三条第一項の認証を受けようとする者は、前条ただし書に規定する規定の施行の日前においても、この省令による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第四十四条の規定の例により、その申請をすることができる。